

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ラオス 担当：地球環境部
案件名：ラオス持続可能な森林経営及びREDD+のための国家森林情報システム構築に係る能力向上プロジェクト

1 契約予定期間：2013年9月中旬～2015年8月下旬

2 参加要件

海外における森林・林業（特に、森林リモートセンシング、森林インベントリ）に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月24日から2013年7月26日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月24日から2013年7月29日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月9日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：8月下旬

(5) 契約交渉：8月下旬～9月上旬

5 業務の目的

ラオスの森林率は1940年代には70%以上であったが、1989年には47%まで減少し、2010年には40%まで低下した。ラオス政府は森林率を70%に回復させることを目標とした「森林戦略2020」を策定するとともに、途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減（Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation: 以下、REDD+）についても森林保全を行う上で、全てのレベルにおける管理能力強化と行政歳入及び地域住民の生計向上に資する有効な手段としてとらえ、REDD+タスクフォースを設置し我が国を含む多くのドナーの支援を受けながらREDD+の実施準備に取り組んでいる。

一方で、REDD+につながる森林保全を促進するためには、衛星情報解析等による精度の高い森林資源情報の整備が不可欠であるものの、ラオス国においては、森林資源情報管理に必要なハード・ソフトウェアの処理能力や容量が不十分であるとともに、それら関連情報を集積・分析する人材が極めて不足している状況にあり、REDD+を通じた森林保全を推進していくための基盤が弱い状況にある。

このため、無償資金協力「森林情報センター整備計画」では森林資源調査及び衛星画像解析等に必要なハード・ソフトウェア等の資機材を供与するとともに、それらの活用に必要な基礎的技術を習得するための技術支援を行い、その成果の一部として「森林基盤図」を作成したところである。しかしながら、今後、REDD+を進めていくためには、森林情報を活用した炭素蓄積量の推定、森林動態予測及び森林資源モニタリング等を担う人材を育成していく必要があり、そのための能力向上が喫緊の課題となっている。

係る状況を受け、本業務はラオス国において、持続的な森林管理及びREDD+のために必要な関連情報やデータを包括的に運用管理する「国家森林情報システム」を整備するために必要な主要項目を整理するとともに、ラオス側カウンターパートの能力強化を行うものである。

6 業務の範囲及び内容

主な対象地域：ピエンチャンを拠点とするラオス国全土

相手国政府機関：農林省林野局

(1) 期待される成果

成果1：全国レベルの森林炭素動態に関する情報が整備される。

成果2：国レベルの森林情報データベースのプロトタイプが設計される。

成果3：次期国家森林インベントリ（National Forest Inventory：NFI）が設計される。

成果4：REDD+で求められる関連情報が整理される。

(2) 活動の概要

成果1に係る活動

- 1-1 森林基盤図となる2010年の森林分布図及び2005年、2000年の森林分布図の精度検証を行う。
- 1-2 上記結果に基づく修正を行う。
- 1-3 過去の国家森林インベントリ・データ及び無償資金協力森林資源情報センター計画（以下、「FIM」という。）の地上調査情報を含む関連情報を参考に炭素蓄積量と相関の高い因子を特定する（例：樹種別、地域別、標高別）
- 1-4 1-3を基に、全国森林炭素マップ作成のための、森林層化方法を決定する（例：樹種別、地域別、標高別）
- 1-5 1-4に基づき、全国森林炭素マップ（2010年、2005年、2000年）を作成する。

成果2に係る活動

- 2-1 FIM、無償資金協力森林保全計画（以下、「FPP」という。）、他プロジェクトデータ等、既存の森林情報データを分析・整理する。
- 2-2 国際的・国内的に必要な統計・レポート等のための機能・仕様を検討する。
- 2-3 必要とする森林情報データの種類と仕様を特定する。
- 2-4 2-1～2-3の結果を基に、国家森林情報データベースを設計する。

成果3に係る活動

- 3-1 FIMを含む過去の国家森林インベントリ結果をレビューする。
- 3-2 3-1を踏まえ、次期国家森林インベントリ調査方法（サンプリング方法、プロットデザイン、調査項目等）を検討する。
- 3-3 次期国家森林インベントリの実施体制について検討する。
- 3-4 国家森林インベントリマニュアルを改訂する。

成果4に係る活動

- 4-1 REDD+の参照レベル（REL/RL）の作成方法について検討する。
- 4-2 国レベルと準国・プロジェクトレベルのMRVに関する調整について検討する。
- 4-3 セーフガード等に関する情報整備方法について検討する。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート及び業務計画書（2013年9月下旬）
- (2) 業務進捗報告書（2014年7月下旬）
- (3) 業務完了報告書（2015年7月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/REDD+（評価対象予定者）
- (2) 森林リモートセンシング（評価対象予定者）
- (3) 森林GIS/データベース
- (4) 森林インベントリ

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。